

第8節 健康増進と疾病対策

1 健康づくり啓発事業

(1) 健康づくり啓発事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

健康づくりに対する市民と行政の協働の推進、健康増進事業実施者による健康増進関連事業の実施に向けた働きかけ等を通して、健康日本21に基づいた新しい健康観を普及させ、全世代の健康課題の解決と生活の質（QOL）の向上、健康寿命の延伸を図る。また、二次的目標として医療費の抑制も図ることを目的とする。

・主な事業内容

- ① ウェルネスおおむた推進会議の運営
- ② 健康づくり応援情報誌「ウェルネス通信」の発行
- ③ 広報誌及びインターネット等を通じた普及啓発
- ④ その他健康づくりの推進につながる事業等

<実績>

①19年度ウェルネスおおむた推進会議

委員区分	構成委員の組織など
庁内委員 〔14人〕	市民部：保険年金課 保健福祉部：保健福祉総務課・福祉課・児童家庭課・ 長寿社会推進課・介護保険課・健康対策課 教育委員会：生涯学習課・文化スポーツ課・学務課 市立総合病院：健康推進室 消防本部：警防課
市民委員 〔11人〕	主任児童委員・食生活改善推進員・栄養士・幼児体育指導者・スポーツ娯楽施設代表 保育所経営者・幼稚園経営者・特定非営利活動法人役員・市職員

②健康づくり応援情報誌「ウェルネス通信」発行実績

年度	17	18	19
発行回数	4回	3回	3回
発行内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングの紹介 ・元気な歯で、心もからだも健康に ・子どもの体力が低下している！？ ・健康は毎日の食生活から 	<ul style="list-style-type: none"> ・健診は健康づくりの第一歩 ・ウォーキングからはじめよう健康づくり ・早寝早起き朝ごはん国民運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ウェルネスおおむた21推進計画」ご存知ですか ・「おおむたウエストサイズストーリー市民と協働90日間メタボリックシンドロームチャレンジ」の結果 ・子供のメタボリックシンドローム

(2)大牟田地域健康推進協議会委託事業

根拠法令等	健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

市民と行政との協働のもと、健康づくりに関する関係団体が結集し「健康づくり市民大会」及び「健康展」を実施することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し市民の生活の質（QOL）の向上を図る。また、二次的目標として健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図ることを目的とする。

<実績>

健康づくり市民大会及び健康展の開催

年度		15	16	17	18	19
開催期間		9月6日・7日	9月11日・12日	9月10日・11日	9月9日・10日	9月8日・9日
特別講演 市民大会	講師名	昇 幹夫	青山 英康	鈴木 隆雄	西岡 和男	[シンポジスト] 中山顯兒・古賀龍夫・東原徹・最所純平・中嶋晃
	テーマ	元気で長生き PPKのコツ	健やかに 老いる	高齢期の健康 づくりと介護 予防	「生活習慣病か らメタボリック 症候群へ」	「医療崩壊の危 機」～大丈夫？ 有明地域の救 急医療～

2 生活習慣病対策（栄養改善対策事業）

(1)栄養教育・栄養改善指導（施設指導含む）

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

健康・栄養についての適正な情報の不足、食習慣の乱れなどにより、全世代にわたって、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加などの問題が生じてきている。このため、食品の栄養面、安全面等に関する適正な情報、食生活に関する正しい知識の普及をとおしてQOLの向上のためのライフステージに応じた栄養指導及び食生活の支援を行うとともに、食育の推進を図った。その主な取組みの一環として、17年度に作成した「おおむた健康づくり応援レシピ集～元気になるごはん～」を活用した「健幸（けんこう）料理教室」を実施した。また、保健所業務の一環として、給食施設に対する栄養管理指導も実施した。

<実績>

項目等		年度				
		15	16	17	18	19
栄養教育	回数	49	47	32	48	41
	延人員	1,161	1,150	967	1,010	944
栄養改善指導	個別指導	1,828	1,373	1,024	1,058	977
	集団指導	5,089	4,686	4,479	4,330	2553
	給食施設指導	368	393	359	264	207

※ 各種栄養指導は、各種健診、教室時や、随時電話相談、面接等により行っている。

3 生活習慣病対策（成人保健事業）

(1)健康相談事業

根拠法令等	老人保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

平均寿命の延伸に伴い生活習慣病罹患者が増加しており、また、生活習慣が改善できず重篤な状態に陥り生命の危険を脅かしたり、医療費等が増加するなどの社会問題が出現している。

このような状況を改善するために、一次予防である健康相談を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげることを目的とする。

<実績>

区分		年度				
		15	16	17	18	19
総合	実施回数	100	73	62	32	33
	被指導延人員	2,413	2,425	1,764	598	1,082
重点	実施回数	302	280	252	135	58
	被指導延人員	3,062	2,619	2,879	784	602
計	実施回数	448	388	337	167	91
	被指導延人員	5,664	5,159	4,708	1,382	1,684

※ 健康相談は、がん検診、成人健康相談・健康よろず相談時や、随時電話相談、面接等により行っている。

※ 平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※ 平成18年4月より健康相談の事業区分は、総合健康相談及び重点健康相談となった。

(2)健康教育事業

根拠法令等	老人保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

健康相談事業に同じ。

<実績>

区分		年度					
		15	16	17	18	19	
集団	実施回数	172	138	163	59	44	
	被指導延人員	3,323	2,726	3,204	1,060	1,127	
個別	高血圧	実施回数	10	10	0	0	0
		被指導実人員	31	33	0	0	0
	高脂血症	実施回数	7	7	7	0	0
		被指導実人員	30	30	30	0	0
	糖尿病	実施回数	16	16	16	18	18
		被指導実人員	22	27	29	29	30
	禁煙	実施回数	0	5	0	0	0
		被指導実人員	0	8	0	0	0

※ 健康教育については、集団教育と個別教育を行い、特に個別健康教育においては、全国的に増加している糖尿病を重点的に実施した。

※ 平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者が64歳までとなった。

※ 平成18年4月より健康教育の事業区分は、集団及び個別健康教育となった。

(3) 訪問指導事業

根拠法令等	老人保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

<目的・事業内容>

近年、食生活やライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う糖尿病・脳血管疾患・心疾患等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況改善する為に2次予防である健康診査を受けた結果を基に個々の生活習慣を把握し、個々にあった保健指導を行うことで壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく家族全体の健康意識の向上を図ることを目的とする。

<実績>

区分 \ 年度	15	16	17	18	19
指導実人員	3,003	2,643	3,034	1,749	2,186
指導延人員	5,102	4,093	4,182	2,231	2,563

※ 近年の食生活の乱れやライフスタイルの欧米化等で生活習慣の変化に伴う糖尿病・脳血管疾患・心疾患等の生活習慣病を発病するものが増えてきた。このような状況を改善するために、健康診査を受けた結果を基に、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣改善の必要性が高いものから実施した。

※ 平成18年4月より老人保健法の一部改正に伴い対象者を64歳までとした。

(4) 各種健康診査事業

根拠法令等	老人保健法・健康増進法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3 (一部は市10/10)

<目的・事業内容>

各種健康診査事業は生活習慣病を早期発見、早期予防し、疾病の疑いのある者又は危険因子をもつ者をスクリーニングする。その結果、必要な者に対して栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及を行い、又は医療機関への受診を指導することによって、壮年期からの健康について認識と自覚の高揚へとつなげることを目的として40歳以上(若者健康診査は18歳から39歳まで、子宮がん検診は20歳以上の女性、乳がん検診は40歳以上の女性)の市民を対象に実施している。

<実績>

区分	受診者数					要指導・医療・精検者数					
	年度	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19
基本健康診査		5,799	5,073	4,318	5,017	5,296	4,742	4,090	3,543	4,106	4,411
若者健康診査		—	—	—	56	52	—	—	—	29	27
肝炎ウイルス検診		537	426	283	502	—	31	12	13	20	—
子宮がん検診		3,278	3,204	2,729	1,630	2,063	36(0)	51(12)	39(4)	22(2)	26(2)
胃がん検診		1,573	1,253	1,370	998	608	206(7)	156(1)	144(1)	88(0)	54(0)
乳がん検診		2,922	3,064	1,139	469	1,000	54(6)	128(9)	104(2)	53(7)	101(3)
大腸がん検診		2,356	1,909	2,432	2,425	2,507	273(5)	182(4)	259(1)	220(2)	215(7)
肺がん検診		2,593	1,870	1,783	1,748	1,472	160(2)	167(2)	185(0)	177(3)	140(3)
前立腺がん検診		60	44	34	41	32	6(2)	3(0)	2(0)	3(0)	5(0)

※ ()内はがん患者発見数。

- ※ 14年度から18年度まで、C型肝炎緊急対策として、基本健康診査に肝炎ウイルス検診を導入した。
- ※ 16年度より、乳がん集団検診にマンモグラフィ（乳房エックス線撮影）を導入し、精度向上を図った。
- ※ 18年度より「若者健康診査」を開始した。

4 歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）

(1) 成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法・新健康フロンティア戦略	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を推進し、健康寿命の延伸を図る。そのために、市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが実践出来るよう、自己管理能力の向上を目指すことを目的とする。

<実 績>

年度	15	16	17	18	19
区分					
みんなの健康展 〈歯と歯ぐきの健康教室〉	867	877	1,089	831	882

※ 「歯と歯ぐきの健康教室」は、「みんなの健康展」において歯科医師による講話及び歯科保健指導や歯科衛生士による歯磨き指導、フッ化物塗布を実施。

(2) 歯の衛生週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、幼稚園、保育所、小学校等で歯の健康教育を行うとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し表彰している。

<実 績>

年度	15	16	17	18	19
区分					
歯の衛生週間行事による健診者	590	557	550	604	607

5 難病対策（特定疾患医療受給申請業務）

根拠法令等	特定疾患治療研究事業実施要綱	所 管 課	健康対策課
申請窓口	健康対策課健康増進担当	負担割合	県10/10

<目的・事業内容>

原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、特定疾患については、治療が極めて困難であり、かつ、医療費も高額なので、特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。

<受給対象者>

- ① 市内に住所を有するもの
- ② 国民健康保険法の規定による被保険者
- ③ 健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者又は被扶養者
- ④ 老人保健法の規定による医療を受けている者
- ⑤ 生活保護法による保護を受けていない者

<実 績>

番号	疾 患 名	受給者数	番号	疾 患 名	受給者数
1	ベーチェット病	23	23	ハンチントン病	1
2	多発性硬化症	12	24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	12
3	重症筋無力症	23	25	ウェゲナー肉芽腫症	—
4	全身性エリテマトーデス	58	26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	14
5	スモン	6	27	シャイ・ドレーガー症候群	16
6	再生不良性貧血	9	28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	—
7	サルコイドーシス	11	29	膿疱性乾癬	—
8	筋萎縮性側索硬化症	8	30	広範脊柱管狭窄症	5
9	強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	49	31	原発性胆汁性肝硬変	18
10	特発性血小板減少性紫斑病	30	32	重症急性性膵炎	1
11	結節性動脈周囲炎	7	33	特発性大腿骨頭壊死症	19
12	潰瘍性大腸炎	117	34	混合性結合組織病	5
13	大動脈炎症候群	11	35	原発性免疫不全症候群	2
14	ビュルガー病	12	36	特発性間質性肺炎	4
15	天疱瘡	4	37	網膜色素変性症	30
16	脊髄小脳変性症	34	38	プリオン病	1
17	クローン病	39	39	原発性肺高血圧症	—
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	—	40	神経線維腫症	2
19	悪性関節リウマチ	9	41	亜急性硬化性全脳炎	—
20	パーキンソン病	126	42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群	—
21	アミロイドーシス	6	43	特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	1
22	後縦靭帯骨化症	75	44	ライソゾーム病(ファブリー病[Fabry]病含む)	2
			45	副腎白質ジストロフィー	—

6 結核対策事業

(1) 結核健康診断事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	定期健康診断	市 10/10
			定期外健康診断	国 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、定期及び定期外の健康診断・予防接種を実施し、結核の早期発見に努めている。

<実績>

(単位:人)

区分	年度	定期健康診断	定期外健康診断	計
		BCG接種	15	1,053
	16	1,033	0	1,033
	17	855	0	855
	18	918	0	918
	19	—	—	—
レントゲン 間接撮影	15	16,414	0	16,414
	16	6,788	22	6,810
	17	4,853	0	4,853
	18	5,515	0	5,515
	19	5,361	0	5,361
レントゲン 直接撮影	15	10,249	1,252	11,501
	16	6,470	552	7,022
	17	6,112	233	6,345
	18	5,917	193	6,110
	19	6,099	137	6,236

※ 平成15年度をもって一般健康診断を廃止したため、レントゲン撮影数が減少。

※ 平成17年4月1日、結核予防法が改正され、定期健康診断の対象者を65歳以上の市民及び結核感染のリスクが高い職域に絞って定期健康診断を実施することとなった。

※ 平成19年4月1日、結核患者に関する規定は、結核予防法の廃止に伴い感染症法へ統合され、乳幼児へのBCG接種は予防接種法の定期予防接種の規定に基づき実施。

(2) 健康相談事業

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

患者及び患者家族等に対して、積極的な疫学調査を行うとともに、包括的な保健指導を行っている。結核においては、平成17年12月より、大牟田市結核患者服薬確認(DOTS)事業を実施することで、抗結核薬の確実な服薬を支援し、まん延防止及び多剤耐性結核の発生防止に努めている。

<実績>

年度	15	16	17	18	19
健康相談	637	475	429	324	161
家庭訪問指導	159	124	298	278	439

(3)医療費の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課	
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	37条の2(結核患者)	国1/2 市1/2
			37条(入院患者)	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

結核の医療を受ける者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく申請（法第37条及び法第37条の2）を行うことにより、医療費の公費負担を受けることができることから、結核患者に対する適正な医療の普及に努めている。

<実績>

区分		入院患者 (37条)	結核患者 (37条の2)	計
延医療給付件数 (件)	15	155	1,263	1,418
	16	107	1,168	1,275
	17	47	961	1,008
	18	26	742	768
	19	39	571	610
医療費負担金 (千円)	15	17,527	1,700	19,227
	16	9,557	1,690	11,247
	17	3,658	1,325	4,983
	18	2,101	1,194	3,295
	19	4,927	1,353	6,281

(4)新登録結核患者数の状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、医師は患者が結核であると診断した場合は、直ちにもよりの保健所長に届出をする義務がある。届出義務の期限遵守に努めている。

なお、この届出は、結核の統計の基礎情報となっている。

<実績>

年度	新登録結核患者数		年齢階級別数(人)							
	実数(人)	罹患率	0-9	10-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-
15	61	44.2	1	0	1	4	7	4	6	38
16	31	22.8	0	0	1	2	4	0	5	19
17	25	18.7	1	0	1	0	2	3	5	13
18	26	19.7	0	0	1	2	4	1	4	14
19	35	26.8	0	0	2	1	0	2	8	22

※ 罹患率は人口10万人対。

7 感染症対策事業

(1) 感染症の届出状況

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

感染症発生動向調査事業を実施し、通常と異なる発生の状況を早期に探知し、感染症発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するために迅速に感染症の情報を提供し、感染予防・拡大防止などの対応を行う。また、市民一人ひとりが感染症に関する正しい知識を高め、感染症に対する差別や偏見を解消し、感染症の患者の人権の保護を図る。

広報おおむたやホームページを活用し感染症に関する正しい知識の普及啓発や感染予防の周知を行った。また、発生時においては、二次感染予防・感染拡大及びまん延を防止するなど迅速な対応が取れるよう整備等を行っている。

<実績>

(単位：件)

区分	年度					
	15	16	17	18	19	
一類感染症	ペスト	—	—	—	—	—
	エボラ出血熱	—	—	—	—	—
	クリミア・コンゴ出血熱	—	—	—	—	—
	マールブルグ病	—	—	—	—	—
	ラッサ熱	—	—	—	—	—
二類感染症	細菌性赤痢	1	—	—	—	—
	ポリオ	—	—	—	—	—
	コレラ	—	—	—	—	—
	パラチフス	—	—	—	—	—
	腸チフス	—	—	—	—	—
	ジフテリア	—	—	—	—	—
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	16	1	6	—	—
合計		17	1	6	0	0

(2) HIV抗体検査・エイズ相談

根拠法令等	・厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長通知 ・後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

H I V抗体検査受検者及びエイズ相談者の利便性に配慮した検査・相談事業を推進し、受けやすい検査体制を提供するとともに、H I Vや性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図る。

平成 18 年 7 月より H I V 感染の早期発見・早期治療および感染拡大防止を目的として、H I V 即日検査を導入。毎週月曜日（祝日を除く）午後 1 時から 2 時 30 分までの時間に無料・匿名で実施している。

エイズ相談は、閉所日を除く午前 8 時 30 分から午後 0 時、午後 1 時から午後 5 時までの時間に実施している。

＜実績＞

(単位:件)

年度	15	16	17	18	19
区分					
抗体検査	80	81	58	144	179
相談	50	61	48	121	110

※ 平成19年度は、市民部保険年金課との連携により、12月1日の“World AIDS Day”（世界エイズデー）に賛同し、その趣旨を踏まえ、エイズ啓発セット（ポケットティッシュ、パンフレット）を市内の高校7校及び看護学校、市内の娯楽施設・ファミリーレストラン等6か所へ配布し、各学校の生徒や施設利用者への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。また、12月5日にゆめタウン大牟田店においてエイズ啓発セットを配布し、市民への啓発を図るとともに予防を呼びかけた。

6月の第1週に定められたHIV検査普及週間には、市内の娯楽施設3か所へポスターの掲示及びエイズ啓発セットの設置を行い、保健所で実施しているHIV検査の周知を行った。

(3) 性感染症予防(梅毒血清反応検査)

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	国1/2 市1/2

＜目的・事業内容＞

性感染症に関する正しい知識の普及を行い予防意識の向上を図るとともに、感染拡大の抑制に努める。
HIV抗体検査受検者で梅毒検査を希望するものに対し実施している。

＜実績＞

年度	15	16	17	18	19	
区分						
被検査者	21	9	8	22	23	
内訳	男	11	5	5	14	17
	女	10	4	3	8	6

8 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課結核感染症担当	負担割合	市10/10

＜目的・事業内容＞

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

＜実績＞

(単位:人)

年度	15	16	17	18	19
区分					
急性灰白髄炎(ポリオ)	1,932	2,112	2,059	1,723	1,766
三種混合	ジフテリア				
	破傷風 百日咳	3,621	4,022	3,530	3,454

二種 混合	ジフテリア 破傷風	575	491	444	527	491
	麻しん風しん	—	—	—	1,531	1,576
	風しん	987	1,040	1,487	—	—
	麻しん(はしか)	874	1,074	928	—	—
	日本脳炎	3,298	3,291	18	140	847
	BCG	—	—	—	—	926
	インフルエンザ	15,665	16,714	18,493	18,213	19,325
	合計	26,952	28,744	26,959	25,588	28,804

- ※ 平成17年7月29日の予防接種法改正に伴い、日本脳炎の第3期予防接種の廃止。
- ※ 平成17年8月1日から、「福岡県定期予防接種広域化」が実施され、予防接種対象者の身体状況等を日頃から把握する、かかりつけ医による予防接種を推進し、被接種者が安心して接種が受けられる体制の整備が行われた。
- ※ 平成17・18・19年度の日本脳炎の定期予防接種は、厚生労働省の勧告に基づき、接種の積極的勧奨を差し控える。
- ※ 平成18年4月1日の予防接種法改正を前に、平成17年11月に麻しんと風しん予防接種未接種者に対し、個別通知による接種勧奨を実施した。
- ※ 平成18年4月1日の予防接種法改正に伴い、麻しん又は風しんの予防接種は、麻しん風しん混合による2回接種制度が導入され、対象者は第1期 生後12月～24月未満、第2期 小学校入学前の1年間(5歳～7歳未満)に見直された。
- ※ 平成19年4月1日の予防接種法改正に伴い、BCGの予防接種を個別接種で実施した。

9 公害補償

(1) 公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	—

<目的・事業内容>

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者(被認定者)について、その認定に係る指定疾病がなおっていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

<実績>

①被認定者数

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分 実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
15	1,249	18	1,895	1,408	470	17
16	1,192	18	1,952	1,458	476	18
17	1,149	18	1,995	1,497	480	18
18	1,108	18	2,036	1,529	488	19
19	1,063	18	2,081	1,572	490	19

※ 法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

(イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分	実認定者数	失効数 (累計)			
			計	死亡	治癒等	転出
15		51	227	135	44	48
16		47	231	139	44	48
17		43	235	143	44	48
18		40	238	145	44	49
19		37	241	147	44	50

※ 条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

② 認定疾病別の人数 (死亡・治ゆ・転出等を除く)

(ア) 法関係分

(単位 人)

年度	区分	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
15		1,249	486	763	582	186	396	659	294	365	0	0	0	8	6	2
16		1,192	458	734	549	173	376	635	279	356	0	0	0	8	6	2
17		1,149	438	711	528	167	361	613	265	348	0	0	0	8	6	2
18		1,108	416	692	502	153	349	598	257	341	0	0	0	8	6	2
19		1,063	403	660	473	146	327	584	253	331	0	0	0	6	4	2

(イ) 条例関係分

(単位 人)

年度	区分	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
15		51	17	34	21	5	16	30	12	18	0	0	0	0	0	0
16		47	16	31	19	5	14	28	11	17	0	0	0	0	0	0
17		43	14	29	17	4	13	26	10	16	0	0	0	0	0	0
18		40	13	27	15	4	11	25	9	16	0	0	0	0	0	0
19		37	12	25	15	4	11	22	8	14	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10

※ 「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える (以下同じ)。

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

<実績>

①法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
15	706,405	285,197	54,510	14,828	326,363	—
16	698,419	293,044	49,453	11,574	308,764	—
17	668,421	279,413	77,377	12,590	293,292	—
18	645,207	271,813	36,350	6,204	284,318	—
19	624,215	251,246	42,887	12,572	271,287	—

②条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
15	45,480	19,982	10,125	2,878	14,316
16	42,710	26,541	0	1,663	13,136
17	40,754	22,853	11,020	869	12,259
18	34,954	21,994	7,244	1,270	10,499
19	32,345	21,419	3,622	756	10,064

(3)療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付を行うもの。

<実績>

①法関係分

(単位 千円)

年度	診療報酬	調剤報酬	訪問看護報酬
15	845,476	109,350	6,573
16	761,747	105,192	8,026
17	661,007	113,788	4,366
18	625,222	123,624	2,594
19	590,157	119,576	1,335

②条例関係分

(単位 千円)

年度	診療報酬	調剤報酬	訪問看護報酬
15	39,754	4,358	0
16	38,757	3,765	0
17	34,174	4,083	0
18	26,830	4,518	0
19	27,396	4,514	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	法：国3/4、市1/4 条例：原因企業10/10

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、転地療養事業、家庭療養指導事業等を実施している。

<実績>

①法関係分

年度	区分	転地療養事業 (参加者数)	リハビリテーション事業 (参加(利用)者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)	
		秋季健康教室	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問件数	所有 台数	支給 台数
15		31	14	139 (実数) 1,351 (延数)	450	2	1
16		31	39	132 (実数) 1,632 (延数)	454	2	1
17		29	16	197 (実数) 2,015 (延数)	450	2	0
18		22	32	177 (実数) 1,978 (延数)	453	1	0
19		21	24	199 (実数) 1,872 (延数)	455	1	0

②条例関係分

年度	区分	転地療養事業 (参加者数)	リハビリテーション事業 (参加者数、利用者数)		家庭療養 指導事業	療養用具 支給事業 (空気清浄機)	
		秋季健康教室	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問件数	所有 台数	支給 台数
15		1	1	2 (実数) 39 (延数)	2	0	-
16		1	2	5 (実数) 96 (延数)	23	0	-
17		1	0	9 (実数) 101 (延数)	25	1	0
18		1	0	9 (実数) 111 (延数)	9	1	0
19		1	0	6 (実数) 93 (延数)	28	1	0

(5)健康被害予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	所管課	健康対策課
担当窓口	健康対策課公害補償担当	負担割合	国 10/10

<目的・事業内容>

法改正（昭和63年3月1日施行）により新たな被害者の認定は行われないこととなったが、大気の汚染の影響による健康被害を予防することを目的として、健康被害予防事業が実施されることとなった。本市では、市民を対象として、気管支ぜん息等の発症の予防、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業を実施している。

<実績>

①健康相談事業

年度	名称	実施回数	延参加者数 (うち個別相談者数)	制度離脱者フォローアップ事業	
				相談者数	家庭訪問 実施件数
15	アレルギー教室	10	249 (43)	0	0
16	ぜん息予防教室	7	210 (41)	0	0
17	ぜん息予防教室	8	205 (12)	0	0
18	ぜん息予防教室	7	118 (6)	0	0
19	ぜん息予防教室	7	140 (7)	0	0

②健康診査事業 (乳幼児アレルギー問診)

年度	実施回数	診査対象者数	スクリーニング後 の数 (アレルギー素 因等保有児の数)	指導実施数	健康相談事業への 参加につなげた数 (延)
15	24	1,016	549		20
16	12	4,019	729	526	33
17	12	3,565	601	259	72
18	12	3,699	714	339	48
19	12	3,624	671	304	52

※ 15年度は、4か月児・3歳児健診(集団健診)の際に問診を行い、アレルギー素因等保有児に対し、健康相談事業(アレルギー教室)への参加を勧めた。

※ 16年度から4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の健診が委託化されたため、その結果をもとにスクリーニング及び指導を行った。

③機能訓練事業 (水泳訓練教室、ぜん息キャンプ事業)

年度	水泳訓練教室			ぜん息キャンプ事業 (あおぞら教室)		
	参加者数	参加延人数	事業日数	参加者数	参加延人数	事業日数
15	31	134	5日間	31	182	5泊6日
16	31	69	5日間	27	162	5泊6日
17	16	59	5日間	22	88	3泊4日
18	18	76	5日間	30	120	3泊4日
19	23	99	5日間	27	81	2泊3日

※ 19年度のぜん息キャンプ事業は3泊4日の予定であったが、台風の接近により2泊3日で切り上げた。